

# 選挙管理委員会次第

期日 令和4(2022)年12月1日(木)

午後2時から

場所 みよし市役所 政策審議会室

## 1 挨拶

## 2 議題

(1) 専決処分について(委員長報告) . . . . . P 1～2

(2) 選挙人名簿定時登録(令和4(2022)年12月)について

ア 定時登録資格要件 . . . . . P 3

イ 選挙人名簿登録数(12月定時登録) . . . . . P 4～7

ウ 在外選挙人名簿登録者数 . . . . . P 8～9

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示 . . . . . P 10

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示 . . . . . P 11

## 3 その他

(1) 愛知県知事選挙の日程について . . . . . P 12

(2) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律及び同法を踏  
まえた統一地方選挙の日程について . . . . . P 13

(3) みよし市議会議員一般選挙における啓発標語の募集について . . . P 14

## 専決処分について（委員長報告）

みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

処分事項：公職選挙法第30条の6第1項の規定により、下記の者を本市の在外選挙人名簿に登録する。

記

氏名	生年月日	性別	本籍	日本での最終住所地	専決処分日

(別紙1)  
在外選挙人名簿の被登録資格の確認

確認事項 (確認書類)	①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	②申請時に年齢満18年以上であること (登録申請書・本籍地の市区町村長からの回答文書)	③日本国民であること (登録申請書・本籍地の市区町村長からの回答文書)	④公職選挙法第11条第1項の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑤公職選挙法第252条の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑥政治資金規正法第28条の該当がないこと (本籍地の市区町村長からの回答文書)	⑦領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上当該申請者が住所を有していること (日本国総領事又は日本国大使からの意見書又は「在外選挙住所見照会システム」による確認)
氏名	既登録者でない			該当なし	該当なし	該当なし	管轄区域内 住定日 登録申請日 総領事又は大使

# 選挙人名簿定時登録（令和4（2022）年12月）について

## 定時登録資格要件

- 1 基準日及び登録日（公職選挙法第22条）  
令和4（2022）年12月1日（木）
- 2 登録要件（公職選挙法第9条）
  - (1) 国政選挙の選挙権のある者
    - ア 日本国民である者
    - イ 年齢満18年以上である者（平成16（2004）年12月2日以前の出生者）
  - (2) 住所要件（公職選挙法第21条及び第28条）
    - ア 令和4（2022）年9月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民である者（3か月要件）
    - イ 令和4（2022）年8月1日から令和4（2022）年11月30日までの間の転出者で3か月以上住民基本台帳に記録されていた者
    - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民である者
- 3 抹消者（公職選挙法第11条及び第28条）
  - (1) 令和4（2022）年7月31日以前に転出した者（4か月要件）
  - (2) 前回の登録時（令和4（2022）年9月1日）において登録のあった者で、令和4（2022）年12月1日までに死亡した者
  - (3) 欠格事項に該当した者
- 4 その他（「転出者」で表示される者（公職選挙法第27条））  
令和4（2022）年8月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（12月定時登録）

令和4（2022）年12月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,896 人	23,740 人	48,636 人	

（参考）前回定時登録（9月）からの増減

区分	男	女	計	備考
9月定時登録者数	24,902 人	23,710 人	48,612 人	
登録者数	341 人	278 人	619 人	
抹消者数	347 人	248 人	595 人	
転出者	291 人	208 人	499 人	
死亡者	56 人	40 人	96 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
その他	0 人	0 人	0 人	
12月定時登録者数	24,896 人	23,740 人	48,636 人	
増減者数	-6 人	+30 人	+24 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,196	3,053	6,249
	北部	3,337	3,227	6,564
	南部	2,553	2,429	4,982
	西部	2,989	2,704	5,693
	天王	3,422	3,208	6,630
	三好丘	3,371	3,281	6,652
	緑丘	3,041	3,042	6,083
	黒笹	2,987	2,796	5,783
合 計		24,896	23,740	48,636
開票区数	1	投票区数	8	

前回定時登録(令和4(2022)年9月1日)と

今回定時登録(令和4(2022)年12月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録
三好	3,204	-8	3,196	3,052	+1	3,053	6,256	-7	6,249
北部	3,347	-10	3,337	3,208	+19	3,227	6,555	+9	6,564
南部	2,558	-5	2,553	2,429	0	2,429	4,987	-5	4,982
西部	3,009	-20	2,989	2,705	-1	2,704	5,714	-21	5,693
天王	3,428	-6	3,422	3,224	-16	3,208	6,652	-22	6,630
三好丘	3,377	-6	3,371	3,280	+1	3,281	6,657	-5	6,652
緑丘	3,030	+11	3,041	3,041	+1	3,042	6,071	+12	6,083
黒笹	2,949	+38	2,987	2,771	+25	2,796	5,720	+63	5,783
合 計	21,902	-6	21,896	23,710	+30	23,740	48,612	+24	48,636

前回定時登録（令和4（2022）年9月1日）からの増減表

世代別	世代	内訳		男			女			計		
		男	女	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
	18歳	410	345	429	-19	410	364	-19	345	793	-38	755
	19歳	362	366	342	20	362	363	3	366	705	23	728
	20歳	369	362	387	-18	369	368	-6	362	755	-24	731
	21歳から25歳	1,944	1,785	1,950	-6	1,944	1,763	22	1,785	3,713	16	3,729
	26歳から30歳	1,875	1,583	1,862	13	1,875	1,563	20	1,583	3,425	33	3,458
	31歳から35歳	1,823	1,588	1,850	-27	1,823	1,606	-18	1,588	3,456	-45	3,411
	36歳から40歳	1,968	1,711	1,980	-12	1,968	1,719	-8	1,711	3,699	-20	3,679
	41歳から45歳	2,094	1,800	2,082	12	2,094	1,807	-7	1,800	3,889	5	3,894
	46歳から50歳	2,565	2,560	2,636	-71	2,565	2,622	-62	2,560	5,258	-133	5,125
	51歳から55歳	2,757	2,630	2,718	39	2,757	2,570	60	2,630	5,288	99	5,387
	56歳から60歳	2,137	1,800	2,089	48	2,137	1,800	0	1,800	3,889	48	3,937
	61歳から65歳	1,541	1,365	1,520	21	1,541	1,341	24	1,365	2,861	45	2,906
	66歳から70歳	1,261	1,249	1,259	2	1,261	1,253	-4	1,249	2,512	-2	2,510
	71歳から75歳	1,443	1,627	1,466	-23	1,443	1,651	-24	1,627	3,117	-47	3,070
	76歳から80歳	1,125	1,306	1,134	-9	1,125	1,289	17	1,306	2,423	8	2,431
	81歳以上	1,222	1,663	1,198	24	1,222	1,631	32	1,663	2,829	56	2,885
	合計	24,896	23,740	24,902	-6	24,896	23,710	30	23,740	48,612	24	48,636

みよし市



## 在外選挙人名簿登録者数

令和4（2022）年12月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	21人	15人	36人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
9月定時登録者数	21人	15人	36人	
登録者数	1人	0人	1人	
抹消者数	1人	0人	1人	
選挙時登録者数	21人	15人	36人	
増減者数	0人	0人	0人	

付表

(単位：人)

經由領事館の名称			内訳		
地域	經由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	3人	0人	3人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	2人	0人	2人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ベナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	小計		7人	3人	10人
北米	在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	0人	2人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在トロント日本国総領事	カナダ	1人	0人	1人
小計		6人	6人	12人	
中南米	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
	小計		4人	2人	6人
欧州	在オランダ日本国大使	オランダ王国	1人	0人	1人
	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	1人	1人	2人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
	在アイルランド日本国大使	アイルランド 英国	0人	1人	1人
	小計		4人	3人	7人
アフリカ	在ギニア日本国大使	ギニア共和国	0人	1人	1人
	小計		0人	1人	1人
合計					

選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、973である。

令和4年12月1日

みよし市選挙管理委員会  
委員長 鈴木文生

(参考)

※ 登録者数

$$48,636人 \div 50 = 972.72 \\ \approx 973 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回定時登録(令和4年9月1日)

※ 登録者数

$$48,612人 \div 50 = 972.24 \\ \approx 973 \text{ (小数点切り上げ)}$$

## 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、16,212である。

令和4年12月1日

みよし市選挙管理委員会

委員長 鈴木文生

(参考)

※ 登録者数

$$48,636人 \div 3 = 16,212$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回定時登録（令和4年9月1日）

※ 登録者数

$$48,612人 \div 3 = 16,204$$

みよし市議会議員一般選挙における啓発標語募集要綱を次のように定める。

令和4年11月2日

みよし市選挙管理委員会委員長 鈴木文生

みよし市議会議員一般選挙における啓発標語募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和5年4月23日執行予定のみよし市議会議員一般選挙（以下「市議会議員選挙」という。）における、投票参加を呼びかける啓発活動の効果を高めるための啓発標語の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募資格は、特に制限しないものとする。

(応募点数)

第3条 応募作品は、1人5点までとする。

(応募方法)

第4条 応募作品、住所、氏名（ふりがな）及び電話番号を記入の上、次の各号のいずれかの方法で応募するものとする。

(1)直接 みよし市選挙管理委員会まで

(2)はがき 〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地

みよし市選挙管理委員会宛

(3)ファクシミリ 0561-32-2165

(4)電子メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(募集期間)

第5条 募集期間は、令和5年1月1日（日）から令和5年1月20日（金）までとし、締切日必着とする。

(賞)

第6条 賞は、優秀作品1点を選び、当該優秀作品の応募者に対し、粗品を贈るものとする。

(審査)

第7条 審査は、みよし市選挙管理委員会及びみよし市明るい選挙推進協議会において行うものとする。

(発表)

第8条 入賞者には、令和5年2月上旬に本人に対して通知するものとする。

(作品の使用)

第9条 優秀作品については、市議会議員選挙の啓発において、自由に利用するものとする。

(個人情報)

第10条 応募の際、記入された個人情報は厳重に管理し、審査及び発表以外の目的で使用しないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別にみよし市選挙管理委員会において定める

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。